

## [事案 23-20] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 23 年 11 月 29 日 裁定終了

### <事案の概要>

証券会社を窓口として契約した変額年金保険につき、募集人の説明不十分と、契約者に不適合な商品であったことを理由に、契約は無効であるとして一時払保険料の返還を求め、申立てがあったもの。

### <申立人の主張>

平成 16 年 7 月、契約時 79 歳の自分には以下の理由から不適合な商品であったにもかかわらず、募集人の不完全な説明のため、申立契約について理解することができず、錯誤に陥り、変額年金保険を契約（一時払保険料 1000 万円）、同月中に増額（同 305 万円）してしまった。よって、契約を無効とし、一時払保険料を返還してほしい。

（申立契約が不適合な理由）

- ①自分は投資経験も金融商品知識もない高齢者（契約時 79 歳）である。
- ②自分は月 25 万円程の年金があり、新たな年金契約を必要としていない。
- ③加入推奨の主眼は相続税対策であったが、自分は相続税対策を必要とする資産状況ではなく、また、相続税対策として機能する期間は据置期間の 10 年間しかない。 等

### <保険会社の主張>

下記のとおり申立人に対して適切な募集が行われていたと判断される。また、申立契約は申立人に適合し、申立人にも十分理解可能であり、申立人に本件保険契約の要素について錯誤がなかった以上、請求に応じることはできない。

- ①募集人は申立契約の勧誘にあたってはパンフレット、特に重要なお知らせ、ご契約のしおり・約款を用いて、2 回にわたって合計 2 時間以上説明している。この説明には募集人の上司も同席している。
- ②申立人自ら契約申込書兼告知書・確認書に自署押印している。
- ③申立人には申立契約の締結に先立って、転換社債、普通社債、投資信託などを購入した経験があり、金融商品に対する理解度は高い。
- ④申立人は相続対策に興味を持っていたが、申立契約は相続対策にも有用な商品である。 等

### <裁定の概要>

裁定審査会では、申立人の主張を保険会社の説明義務違反及び錯誤無効(民法 95 条本文)の主張をするものと解し、双方から提出された書面並びに募集人からの事情聴取の内容にもとづき審理した。

審理の結果、下記のとおり、申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条により、裁定書にその理由を明らかにして、裁定手続を終了した。

#### (1) 錯誤無効について

申立人からは、募集時の状況について事情を聴取できなかったが、募集人は事情聴取において、募集時の状況を具体的に説明している。保険の募集は、募集人が、募集資料を使用して、その内容に則した説明をするのが通常であること、申立人は確認書確認欄にチェックをしていること、募集に際し募集人の上司が同席していたことなどの事情も勘案する

と、募集人は、募集資料に則した説明を行ったと推認することができる。

よって、保険会社に説明義務違反を認めることはできず、また、申立人の錯誤を認定するのも困難と言わざるを得ない。

(2) 申立契約が申立人に適合しない商品であるかについて

申立人は、申立契約が、不適合な商品であるとしているが、以下のとおり、申立契約が申立人に適合しない商品であると認めることはできない。

- ・申立人が不適合な商品であるとする理由の①については、契約申込書兼告知書・確認書の投資経験欄のチェックからすると、申立人は投資経験があったことが窺えるので、高齢であったことをもってして不適合な商品と認めることはできない。
- ・募集人の事情聴取によれば、申立契約の目的は、相続税対策のみならず、死亡保険金が受取人に速やかに支払われる意味での相続対策にあったことが認められるが、申立契約は、死亡給付金額は一時払保険料相当額が最低保証されており、また据置期間経過時において申立人は89歳であることからすると、申立人主張の他の事情をもっても、不適合な商品とまで認めることもできない。
- ・申立契約後の投資状況を見ると、申立人は相応の資産を保有していたことが窺えるため、申立人の資産面からしても、申立契約が不適合な商品と認めることはできない。